

改正

平成20年 3 月31日19世計調第603号

平成21年 3 月31日20世計調第855号

平成24年 2 月24日23世計調第532号

平成24年 3 月30日23世計調第566号

平成24年12月27日24世計調第513号

平成25年 3 月29日24世計調第609号

平成26年 3 月31日25世計調第597号

平成28年 1 月25日27世計調第346号

平成28年 8 月 8 日28世計調第146号

平成29年 2 月 1 日28世計調第387号

平成30年 3 月30日29世計調第544号

平成31年 2 月 1 日30世調指第661号

平成31年 3 月29日30世調指第829号

令和 2 年 3 月31日31世調指第812号

令和 3 年11月22日 3 世保福政第604号

世田谷区福祉施設等支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区に福祉のための寄附をした者(以下「寄附者」という。)の意向に配慮し、別表に掲げる施設又は事業を運営する団体(以下「福祉施設等運営団体」という。)の活動を支援する事業(以下「福祉施設等支援事業」という。)について必要な事項を定め、寄附金を積み立てる世田谷区地域保健福祉等推進基金(世田谷区地域保健福祉等推進基金条例(昭和61年3月世田谷区条例第16号)により設置した基金をいう。以下「基金」という。)の有効活用及び地域保健福祉の推進を図ることを目的とする。

(基金の活用)

第2条 福祉施設等支援事業は、予算の定めるところにより、基金を原資として実施するものとする。

(福祉施設等支援事業の内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 寄附者が寄附金を福祉施設等運営団体を支援するために交付する助成金に充てることを希望する場合において、当該寄附者の意向に配慮して助成金を交付すること。
- (2) 福祉施設等運営団体が支援テーマ（事業の実施により解決すべき課題として第6条に規定する世田谷区福祉施設等支援事業団体登録審査委員会が決定したものに限る。）に沿って事業を実施した場合において、当該事業の要する経費に係る助成金を交付すること。

（助成金の交付を受けることができる福祉施設等運営団体）

第4条 前条各号の助成金の交付を受けることができる福祉施設等運営団体は、次に掲げる法人（区が出資を行っている法人及び社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会を除く。）のうち、区長による登録（以下「団体登録」という。）を受けたものとする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人
- (4) 前3号に掲げるもののほか、営利を目的としない法人であって、区長が認めたもの

（団体登録の申請）

第5条 区長は、団体登録を受けようとする福祉施設等運営団体に世田谷区福祉施設等支援事業団体登録申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を提出させるものとする。

（団体登録の審査）

第6条 区長は、世田谷区福祉施設等支援事業団体登録審査委員会における審査を経て団体登録の可否を決定するものとする。

- 2 前項の世田谷区福祉施設等支援事業団体登録審査委員会は、保健福祉政策部長、保健福祉政策部保健福祉政策課長、障害福祉部障害施策推進課長、障害福祉部障害者地域生活課長及び高齢福祉部高齢福祉課長の職にある者をもって構成し、その合議により審査を行う。

（団体登録の可否の通知）

第7条 区長は、団体登録の可否を決定したときは、世田谷区福祉施設等支援事業団体登録可否決定通知書（第2号様式）により、申請書を提出した福祉施設等運営団体にこれを通知しなければならない。

（団体登録の受付及び登録期間等）

第8条 申請書の受付方法、登録期間その他団体登録の手續に関して必要な事項は、区長が別に定める。

(団体登録の内容の変更の届)

第9条 区長は、団体登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)において次に掲げる事項に変更があった場合は、その内容を、世田谷区福祉施設等支援事業団体登録変更届(第3号様式)により、当該登録団体に届出をさせなければならない。

- (1) 登録団体の事務所の所在地
- (2) 事業所又は施設(区内に存するものに限る。)の所在地
- (3) 代表者
- (4) 定款又は寄附行為

(団体登録の抹消)

第10条 区長は、登録団体が次のいずれかに該当する場合は、当該登録団体に係る団体登録を抹消することとする。

- (1) 団体登録の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 団体登録に際して付した条件を履行せず、かつ、区長の指導に従わないとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により団体登録を受けたことが判明したとき。
- (4) 団体登録の抹消の申出をしたとき。

2 区長は、団体登録を抹消したときは、世田谷区福祉施設等支援事業団体登録抹消通知(第4号様式)により、当該登録団体にこれを通知しなければならない。

(登録団体の公表)

第11条 区長は、福祉施設等支援事業の区民への周知及びその円滑な実施のため、登録団体の名称、事業所又は施設の所在地、活動内容その他必要な事項を公表するものとする。

(寄附金の受け入れ)

第12条 区長は、寄附をしようとする者が寄附金を福祉施設等運営団体を支援するために交付する助成金に充てることを希望する場合にあっては、その旨を寄附申出書(世田谷区保健福祉部寄附金受領事務取扱要領(平成19年9月26日19世計調第301号)第2条に規定する様式をいう。)に記入させるものとする。

(世田谷区福祉施設等支援事業助成金審査委員会)

第13条 福祉施設等支援事業を円滑に実施するため世田谷区福祉施設等支援事業助成金審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、有識者等のうちから区長が委嘱する委員（次項において「外部委員」という。）3人、保健福祉政策部長たる委員及び保健福祉政策部保健福祉政策課長たる委員で組織する。
- 3 外部委員の任期は1年とする。ただし、当該委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間を超えることができないものとする。
- 4 委員会に委員長及び副委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。
- 5 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。
- 7 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 8 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 9 委員会の庶務は、保健福祉政策部保健福祉政策課において処理する。
- 10 区長は、第3条各号の助成金の交付に係る審査にあたっては、あらかじめ委員会の意見を聴くものとする。
- 11 区長は、前項に定めるもののほか、事業の実施に関し、必要に応じて委員会に意見を聴くことができる。

（委任）

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、保健福祉政策部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第12条の規定は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日19世計調第603号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日20世計調第855号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月24日23世計調第532号）

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日23世計調第566号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月27日24世計調第513号）

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日24世計調第609号）

この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月31日25世計調第597号）

この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 1 月25日27世計調第346号）

この要綱は、平成28年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 8 月 8 日28世計調第146号）

この要綱は、平成28年 8 月18日から施行する。

附 則（平成29年 2 月 1 日28世計調第387号）

この要綱は、平成29年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日29世計調第544号）

この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 2 月 1 日30世調指第661号）

この要綱は、平成31年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日30世調指第829号）

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月31日31世調指第812号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年11月22日 3 世保福政第604号）

この要綱は、令和 3 年12月 1 日から施行する。

別表（第 1 条関係）

区分	種類
施設 (いずれも、区立施設を除く。)	老人福祉法（昭和38年 7 月11日法律第133号）第20条の 5 に規定する特別養護老人ホーム 介護保険法（平成 9 年12月17日号外法律第123号）第 8 条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第 29項に規定する介護医療院 老人福祉法（昭和38年 7 月11日法律第133号）第20条の 4 に規定する養護老人ホーム

	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第27項に規定する地域活動支援センター</p> <p>老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホーム</p> <p>から までに掲げるもののほか、地域保健福祉の推進への貢献が顕著な施設で、区長が認めるもの</p>
<p>事業 （いずれも、区立施設の運営に係るものを除く。）</p>	<p>介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護、同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第23項に規定する複合型サービス、第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第10項に規定する施設入所支援、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援及び同条第17項に規定する共同生活援助</p> <p>道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第2号に規定する福祉有償運送</p> <p>児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援のうち、児童発達支援、放課後等デイサービス</p> <p>から までに掲げるもののほか、地域保健福祉の推進への貢献が顕著な事業で、区長が認めるもの</p>

世田谷区長 あて

所在地
法人名
代表者名
電話番号

世田谷区福祉施設等支援事業団体登録申請書

世田谷区福祉施設等支援事業実施要綱第4条の規定に基づく登録を受けたいので、下記のとおり、申請します。

記

注1) 世田谷区内の事業所または施設に限ります。

注2) 区立施設および区立施設の運営に関わるものを除きます。

1	事業所または施設の名称										
	所在地										
	登録施設種別										
2	事業所または施設の名称										
	所在地										
	登録施設種別										
3	事業所または施設の名称										
	所在地										
	登録施設種別										

添付書類: 定款又は寄付行為

世田谷区では、世田谷区暴力団排除活動推進条例に基づき、暴力団排除活動を推進し、区民等の安全で平穏な生活の確保等に努めております。そのため、暴力団員による不当な行為を防止したり、不当な影響を排除したりするために必要な場合には、補助金の交付決定をしないこと又は交付決定の取り消し、また、関係機関からの意見聴取を行うことがあります。

世田谷区福祉施設等支援事業団体登録可否決定通知書

あて

世田谷区長名 印

年 月 日付で申請のあった福祉施設等支援事業の団体登録について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定内容
- 2 登録期間

(1) 次に掲げる事項に変更があった場合には、その内容を、区に届け出て
ください。

団体の所在地

事業所又は施設(世田谷区内のものに限る。)の所在地

代表者

定款又は寄付行為

(2) 登録団体の名称、所在、活動内容その他必要な事項を、区が区民に公
開いたしますので、別途、これに必要な書類を提出してください。

第3号様式(第9条関係)

年 月 日

世田谷区長 あて

所在地
法人名
代表者名
電話番号

印

世田谷区福祉施設等支援事業団体登録変更届

福祉施設等支援事業の団体登録について、下記のとおり、変更の届出をします。

記

1 変更内容
(変更前)

(変更後)

2 変更日

世田谷区福祉施設等支援事業団体登録抹消通知

あて

世田谷区長名 印

福祉施設等支援事業の団体登録について、下記のとおり団体登録を抹消したので通知します。

記

- 1 団体登録を抹消する団体名
- 2 団体登録を抹消する理由